

褥瘡発生予防に関する指針

1. 総則

介護老人保健施設慶穰塾（以下当施設という）は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を予防するための体制を整備することを目的に、褥瘡対策指針を定めるものである。

2. 職員の責務

当施設の職員は、褥瘡に関する基礎知識を持ち、日常的なケアにおいて褥瘡発生の予防について配慮しなければならない。

3. 褥瘡発生予防に向けての基本方針

(1) 褥瘡発生予防に対する体制の整備

褥瘡発生予防と早期対応のため、「褥瘡防止委員会」を設置し、具体的な対応については委員会で決定する。

(2) 褥瘡対策委員長の職務

委員長は、必要時にケアマネージャーや他の職員に対して、褥瘡予防に関する助言・指導を行う。

(3) 職員に対する教育・研修

褥瘡発生予防に対する知識の習得、施設の方針の徹底、情報の伝達等を目的として、研修会等を定期的実施し、職員の教育に努める。

4. 褥瘡発生予防に対する体制の整備

(1) 設置の目的

利用者の褥瘡発生予防に努め、発生時における苦痛の緩和と早期治療、およびケア提供を適切に行うことを目的とし、「褥瘡防止委員会」を設置する。

(2) 褥瘡防止委員会の構成

「褥瘡防止委員会」委員長は看護師から選出する。委員は看護職員・管理栄養士・栄養士・介護職員で構成する。必要時はケアマネージャーや支援相談員が加わる。

(3) 褥瘡対策委員会の開催

褥瘡防止委員会は、委員長の招集による褥瘡防止委員会を定例開催（月1回）し、次に掲げる事項について審議する。

- ① 施設内における褥瘡及び合併する感染症の予防体制の確立に関すること。
- ② 褥瘡予防に関する情報の収集に関すること。
- ③ 施設内で報告のあった褥瘡事例の対応策に関すること。
- ④ 褥瘡予防のためのマニュアル類の整備に関すること。
- ⑤ 職員を対象とした褥瘡予防に関する研修の実施に関すること。
- ⑥ その他、当施設内の褥瘡の発生予防のために必要な事項に関すること。

5. 褥瘡予防の手順

(1) 褥瘡予防のための計画の策定

委員長は、褥瘡のハイリスク者に対し、褥瘡予防のための計画を作成する。

(2) 褥瘡予防の実践

介護職員等は褥瘡予防計画に則り、日常的なケアにおいて褥瘡予防の実践に努めなくてはならない。

(3) 委員長は、褥瘡予防計画に従って適切な褥瘡予防の実践が行われているかを、定期的に評価しなければならない。

6. 外部専門家の活用

委員長は、施設外の専門家に依頼し、職員が褥瘡予防についての相談、指導等を積極的に受けることができる体制を整備するように努める。

7. その他

(1) 記録の保管

褥瘡防止委員会の審議内容等、施設内における褥瘡予防に関する諸記録は2年間保管する。

(2) 指針等の見直し

本指針及び褥瘡予防に関するマニュアル類などは褥瘡防止委員会において定期的に見直し、改正するものとする。

8. 褥瘡発生予防に関する指針の閲覧について

この指針は、施設内での掲示およびホームページ上で閲覧できるものとする。

附則

この指針は、平成30年4月1日から施行する。